

湖南省人権擁護審議会次第

日時 令和2年(2020年)12月14日(月)

午後2時～

場所 湖南省役所西庁舎

3階 大会議室

開 会

1. 市長あいさつ

2. 協議事項等

(1) 新しい人権に関する総合計画の骨子(案)について

(2) 今後のスケジュールについて

3. その他

閉 会

- 1. 計画の趣旨 ※別紙
- 2. 現状と課題 ※別紙
- 3. 計画の基本的な考え方 ※別紙

【資料1】

4. 重点施策と取組の方向		【人権擁護総合計画】	【同和対策基本計画】	【人権教育推進計画】	【人権・同和福祉計画】
(1) 人権教育の推進	① 園・学校における人権教育の推進	(ア) 人権の薫り漂う学校・園づくりを担う教職員・保育士の指導力の向上	人権教育啓発の推進(1)-①-(イ)		1(3) 仲間に学ぶ
		(イ) 人権尊重意識を高め行動につなげる、発達段階に応じた教育の充実	人権教育啓発の推進(1)-①-(ア)	(4) 就学前教育の充実 (4) 学校教育の充実-1~2	1(1) 仲間と学ぶ
		(ウ) 子どもの育ちと進路を保障する取組の充実	人権教育啓発の推進(1)-①-(ウ)	(4) 学校教育の充実-3~6	1(2) 仲間と切り開く
	② 生涯学習における人権教育の推進	(オ) あらゆる人権問題への気づきと理解を深める取組の推進	人権教育啓発の推進(1)-②-(ア)	(4) 社会教育の充実-1~2	2(1) まちで学ぶ①~②
(カ) 家庭や地域における市民の主体的な人権学習への支援		人権教育啓発の推進(1)-②-(イ) 人権教育啓発の推進(1)-②-(ウ)	(4) 社会教育の充実-1~2		
(2) 人権意識の普及	① 啓発活動の推進	(キ) 市民への人権意識の普及~正しい知識の普及と実践の促進、効果的な広報	人権教育啓発の推進(2)-①-(ア)		
		(ク) 事業者・団体への人権意識の普及~社会的責任としての人権の尊重に向けて	人権教育啓発の推進(2)-②-(ア) 人権教育啓発の推進(2)-②-(イ)	(5) 啓発活動の充実-1~2 (3) 企業等への啓発-1、3	2(1) まちで学ぶ④ 3(2) 人をまもる
		(ケ) 関係機関との連携		(5) 啓発活動の充実-4	
	② 人権研修の充実と推進	(コ) 人権尊重のまちづくりを担う職員の育成~職員の人権意識の醸成	人権教育啓発の推進(3)-(ア) 人権擁護の推進(1)-①-(ウ)	(5) 啓発活動の充実-3	4(1) 組織を高める①~③ 3(1) 人を高める③
		(サ) 事業者・団体への支援~主体的な学習に向けて			2(3) まちを高める① 3(1) 人を高める②
				(3) 企業等への啓発-2	2(3) まちを高める② 3(1) 人を高める①
(3) 連携協働による取組の推進	① 市民、事業者の参加の促進	(シ) 市民参加の促進~市政への参画、事業への参加、調査への協力			2(1) まちで学ぶ①
		(ス) 事業者の参加の促進			3(3) 人をつなぐ
	② 関係団体、関係機関との連携協働の促進	(セ) 市民活動への人権の視点の醸成			2(4) まちをつなぐ①~④
		(ソ) 関係団体、関係機関との連携の強化	人権擁護の推進(1)-②		4(3) 組織をつなぐ
(4) 地域福祉の取組の推進	① 市民の社会参加への支援の促進	(チ) 文化活動や地域活動などへの参加の支援			
		(ツ) 就労支援		(3) 就労に対する支援	
	② 人になやましいまちづくりに向けた取組の推進	(テ) 交流の機会と場の提供		(2) 地域のつながりづくり	
		(ト) バリアフリー環境の整備		(1) 人になやましいまちづくりの推進	2(1) まちで学ぶ③
		(ナ) 健康づくりの推進と福祉の充実		(2) 健康づくりの推進	
		(ニ) 人権侵害を見逃ごさない意識の高揚			
(5) 相談・救済・支援の充実	① 人権侵害の発見や防止体制の確立	(ヌ) 対応体制の整備~的確な対応に向けて	人権擁護の推進(1)-①-(イ)	(2) 分野別人権相談の充実	
		(ネ) 相談体制の充実~気軽に安心して相談できる体制づくり	人権擁護の推進(1)-①-(ア) 人権擁護の推進(1)-①-(ウ)	(2) 分野別人権相談の充実	
	② 相談・救済・支援体制の充実	(ノ) 支援体制の充実~日常生活や社会的・経済的自立支援に向けて			2(2) まちをまもる
		(ハ) 関係機関・団体等との連携	人権擁護の推進(1)-②	(2) 人権相談	
	③ 関係機関・団体等との連携の強化				

※(1)住環境の整備、(3)産業振興 該当なし

5. 分野別施策		【人権擁護総合計画】	【同和対策基本計画】	【人権教育推進計画】	【人権・同和福祉計画】
(1) 部落差別	部落差別解消に向けた取組				5. 同和問題
(2) 女性(男女共同参画)	男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重	分野別(5) 同和問題			1. 女性に対する暴力
(3) 子ども	子どもの人権の尊重と権利保障の推進	分野別(1) 女性の人権			2. 児童虐待 / 7. ひとり親家庭
(4) 高齢者	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	分野別(2) 子どもの人権			3. 高齢者
(5) 障がい者	障がい者の自立と、ともに生きるまちづくり	分野別(3) 高齢者の人権	(2) 地域のつながりづくり		4. 障がい者
(6) 外国人	外国人市民の人権施策の充実	分野別(4) 障がいのある人の人権	(2) 福祉・介護サービスの充実		6. 外国人市民
(7) 感染症、患者	住み慣れた地域で健やかに暮らせる健康づくりと患者の人権への配慮	分野別(6) 外国人の人権			
(8) 性の多様性	性的マイノリティの人々の人権	分野別(7) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権			
(9) インターネットと人権		分野別(8) インターネットによる人権侵害			
(10) 災害時の人権					
(11) 個人情報の保護		教育啓発(3)-(イ)			
(12) さまざまな人権の尊重	(アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、ホームレス、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題)	分野別(9) その他さまざま人権			
6. 計画の総合的な推進				4(2) 組織をつくる	

骨子案と4計画との対照(2)

1. 計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市では平成 16 年（2004 年）に「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し、すべての市民の人権擁護施策を進めています。また、平成 17 年（2005 年）には「湖南省人権尊重都市宣言」を行い、一人ひとりの基本的人権を尊重し、あらゆる差別のない心のかよひあう明るいまちの実現をめざしています。

この条例の具体化を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 21 年「湖南省人権擁護総合計画」を策定しました。また、同年に「湖南省同和対策基本計画」を平成 22 年に「湖南省人権教育推進計画」及び「湖南省人権・同和福祉計画」を策定しこれらの計画を基に、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに関する人権課題の解決に向けた施策を推進してきました。

このたび、これらの計画期間が終了したため、これまでの成果を踏まえるとともに現在のさまざまな人権課題の状況および社会情勢の変化、法令等の整備に対応するため、人権総合計画を策定することとします。

(2) 計画の性格

- ◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に規定される地方公共団体の責務として、市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画となります。
- ◆この計画は、湖南省の施策の最上位計画である「湖南省総合計画」をはじめ、本市が策定する他の計画のめざす方向と合致した計画として策定しています。

(3) 計画の期間

令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間の計画とします。また、適宜、社会情勢の変化等により見直しを行います。

2. 現状と課題

(1) 社会的な現状と課題

人権に関連した法律等の整備

近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」等、人権をめぐる法律が相次いで制定・施行されています。また、世界的な取組であるSDGsの内容は、すべて人権と深く関わっています。こうした法律等に対する市民の認知度を高め、自らが権利を行使できるよう、教育・啓発を充実させていくことが必要です。

新型コロナウイルス感染症等による新たな課題

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者、宅配業者などに対する差別が起きました。また、家で過ごす時間が長くなることで、DVや虐待など、家庭内での暴力の増加や深刻化が問題ともなりました。啓発のあり方、相談のあり方について模索していくことが必要です。

災害時における人権の確保

災害時は、平常時とは違うストレスが生じるため人権課題が顕在化しやすく、高齢者、障がい者、女性、子ども、外国人など、いわゆる災害弱者と言われる方々は、その困難を受けやすくなります。災害は、自然現象（自然要因）と、それを受け止める側の社会の在り方（社会要因）によりその被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする日ごろからの取組が重要となります。

ひきこもりなど生きづらさを抱える人への包括的支援

80代の高齢両親と50代の引きこもりの子どもの家庭が孤立し、生活が立ち行かなくなる「8050問題」が、社会的問題となっています。生きづらさを抱える人が、自分らしさを発揮しながら自立した生活を送れるよう引きこもりへの理解促進や、長

期的な視点に立った支援が必要です。

(2)市民実態調査(2019年実施)に見られる現状と課題

生涯を通じた人権学習の機会提供

令和元年(2019年)に実施した「湖南省人権に関する市民実態調査」(以下「市民実態調査(2019年実施)」という。)によると、6割の人が過去5年の間、人権に関する講演会や研修会へ参加したことがないと回答していました。人権学習へ参加するにあたって「壁」があるのであれば、それをなくすための工夫が必要です。

「義務教育課程における人権教育の経験」については、若い世代ほど人権教育を受けた割合が高くなっています。ただし、同和対策に関する特別措置の失効(2002年)から、部落差別解消推進法制定(2016年)までの15年間、どんな人権教育を義務教育で受けてきたのかは自治体によって異なり、同年代でも出身地によって人権教育の経験が異なることも考えられます。

他者の権利と自己の権利双方を尊重する環境づくり

自分がされても差別的・人権侵害であるとは感じない行為であっても、他者がされているのは差別的・人権侵害であると感じる傾向が見られました。つまり、他者の権利と自己の権利の意識にずれが生じているということになります。市民一人ひとりがそうしたギャップがあることに気づくことは、自己の権利を尊重することにつながります。

行政や企業の取組や対応への意識をカタチへ

女性、子ども、高齢者、障がい者、部落問題、外国人といった、社会的弱者になりやすい人々の人権問題を解決するための行政や企業の取組や対応について、どうすべきかを尋ねた項目について、取組の充実を望む意見は、男性より女性のほうが強い傾向がありました。また、年代別では高齢者より現役世代のほうが取組の充実を望む声が多くありました。

性別や年代によって、取組への関心度は異なりますが、行政や企業は、いかに多くの市民や利害関係者を巻き込んで取組や対応をカタチにしていくかを考える必要があります。

多様な価値観を認め合えるインクルーシブな社会をめざして

人権課題に対する取組項目と、身近に当事者がいる人・いない人をクロス分析した結果、身近に様々な背景や立場の人がいることで、他者の権利を尊重するとともに人権問題への意識が高まる傾向が見られました。人には（自身も含め）様々な背景や立場があることを理解すること、自身の権利を尊重するとともに他者の権利を同様に尊重すること、社会をよくする取組や対応を多様な市民が様々な関わり方の中でつくっていくことが大切です。

(3)庁内調査から見られる現状と課題

相談体制の充実

部落差別、児童虐待、DV、外国人差別など、人権にかかる相談内容は多岐にわたっており、一人で複数の課題を抱えてこられるケースも少なくありません。だれもが利用しやすい相談窓口の設置とともに、関係機関・団体との連携強化、相談に関わる職員のスキルアップが必要です。

職員の人権研修機会の充実

職員はそれぞれの業務遂行にあたって、様々な研修を受け、資質を高めるよう努めています。これらの研修で得た知識や技術は、職員個人の資質を高めるだけでなく、市民への行政サービス向上につながります。すべての行政サービスは人権尊重を基本としていることから、職員の人権研修機会の充実は欠かせません。部落差別をはじめとするすべての差別をなくしていくための対応について、行政職員の研修や対応マニュアルのあり方が問われています。

多様な人材の参画

特に災害時においては、多様な人材の視点が欠かせないものとなります。災害時の地域のリーダーとして、防災士育成を進めており、現在その2割程度が女性となっています。今後も、各区への働きかけなどを通じて、女性防災士の育成に努めるとともに、障がい者、外国人、子どもなど多様な人材の地域活動への参画を進める必要があります。また防災に限らず、市の施策へ様々な視点を取り入れていくことは、市民全体の生活の質を向上させることにつながります。多様な人が市政に参画できるような

仕組づくりが必要です。

DV被害者への支援

これまでのように子育て世代における DV だけではなく、高齢世帯での DV、女性から男性への DV などケースが多様化しています。そのため初期の相談を受ける窓口は複数に ^{またが} 跨ることがありますが、DV 被害者の支援措置のためには、部署間の連携を密にして対応にあたる必要があります。また、安心して相談できる環境づくりを進めるとともに、相談窓口について周知を図る必要があります。

外国人市民からの生活相談の増加

特に外国人世帯からの生活相談が増えています。市内企業においても、雇用を更新しない「雇止め」が起きており、収入や今後の生活設計が不安定になりがちになっています。派遣社員として働くことの多い外国人市民は、一番その影響を受けやすいということが考えられます。市役所においては通訳者の配置や翻訳機の導入により対応していますが、SNS 等を通じた不正確な情報の流布もあり、非常時における外国人市民への適切な情報提供が必要です。

高齢者虐待の防止

高齢者虐待の通報件数は増えています。虐待をなくすことは難しいですが、虐待に気づく周囲の目を増やし、早期に対処していくことが重要です。介護者の不安やストレスを減らすことも虐待防止のためには必要ですが、介護サービスを活用することに批判的な風潮が残っている地域では、家族がサービス利用をためらうケースもあります。また、認知症の相談も増えていますが、認知症になっても地域で暮らし続けたいという本人や家族の思いに、周囲の理解が追いついていない部分もあります。啓発により地域の理解を深めることが必要です。

心身の健康

湖南省は全国や県平均と比べて、循環器疾患の心疾患による死亡率が高くなっています。食生活や運動習慣が影響していると考えられ、健康こなん 21 計画で地域別傾向を分析し対策を定めています。生活相談においては、独居の男性（40～50 代）か

らの、病気や障がいにより仕事が続けることができないために生活相談というケースが目立ちます。また、年間自殺者の多くは男性が占めており、特に男性の心身の健康を向上させるための取組が必要です。

児童虐待の防止

児童虐待の通報件数は令和元年度（2019年度）465件であり、なかでも心理的虐待が多く見受けられます。令和2年度（2020年度）から子ども家庭相談センターを市内4か所に設置し、身近に子育て相談できる場所としました。児童虐待の事案は子ども家庭相談センター、学校、民生委員児童委員、福祉サービス事業所などが連携し、ケースに応じた支援を行っています。虐待を受けた子ども達のケアだけでなく、虐待をしている人が抱える困難にも向き合い、包括的な支援をしていく必要があります。

ハラスメントへの取組

ハラスメントの窓口担当が内部にある企業が多く、社内通報制度が完備できていないため、相談できずに第3者機関的に市役所に相談に来られるケースがあります。また、自身が受けている行為についてハラスメントであると気づいておられず、他者からの指摘や啓発によりハラスメントに気づくといったケースもあります。啓発によりハラスメントに気づく目を増やすとともに、相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

湖南省総合計画において、本市のまちの将来像を「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」として掲げています。その実現に向けて、まちづくりの6つの目標を掲げ、人権分野においては、「みんなで共に進めるしくみをつくろう ～人権尊重と自立・自助のまちづくり～」をめざし、その施策の柱の一つとして、「すべての人の人権尊重の推進」を掲げています。そのような中で、人権施策推進体制の充実をはじめ、人権尊重のための教育や啓発、人権施策の推進、相談体制の充実など、ユニバーサルデザインの視点に立ちながら人権意識の高揚を基本として、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を図ります。

そのためには、市民、地域、学校、企業・事業所、行政が一体となった市民参加のまちづくりをそれぞれの役割分担のもとに推進していくことが重要です。障がい者、外国人、同和地区の人など社会的に弱い立場の人と体験を共にし、共に汗を流すことにより、お互いを理解し、自ら学び、人権の感性がみがかけられます。

市民一人ひとりが基本的人権尊重の基本理念を、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、即ち人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築をめざし、日常生活の中で知識が行動につながるような人権感覚の醸成を図ります。

以上のことを踏まえ、本計画では、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」を基本理念とします。

(2)基本理念に基づく3つの方向性

①「はぐくむ」 人権意識の醸成と人権文化の確立

人権問題は多様化しており、日常生活の様々な場面に現れます。たとえば、家庭、地域、園・学校、職場など、場面ごとに生じる人権問題の内容は異なり、場面に応じた適切な人権教育と人権啓発を実施していく必要があります。

また、同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人など、人権が侵害される側の立場等に応じたさまざまな人権課題について、適正な人権教育・啓発を実施していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしのなかに人権尊重の意識を定着していけるよう、場面や人権課題に応じた学習機会の提供と、人権感覚の醸成を図ります。

②「つくる」 差別撤廃と人権尊重のまちづくり

個人を取り巻く環境は、その人が持つ人権問題への意識に対して少なからず影響を与えます。例えば、身近にどのような背景を持つ人がいるのか、どのような人権教育や啓発に触れてきたか、自身が差別を受けた経験があるのかなどによって、人権に対する認識は変わっていきます。

自身も含め、人には様々な背景や立場があることを理解することは、自身の権利を尊重するとともに他者の権利を同様に尊重することにつながります。

地域総合センターを地域交流の拠点として、隣保活動や教養・文化活動、広域的な交流活動の一層の充実を図ることで、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」インクルーシブなまちが実現します。

それぞれの個性や違いを尊重し、市民一人ひとりが自立した人間としての尊厳が保たれ、個人の自由が確保された平等社会のなかで、個性と能力が十分発揮できる差別や偏見のない地域社会づくりをめざします。

③「まもる」 人権擁護の実現

人権を侵害される等の問題に直面している人は、その解決のためにさまざまな情報や支援を必要としています。しかし、現状では生活環境や障がい、言語などの理由によって、相談に来づらい状況にある人たちがおられることも事実です。こうした見えづらい人権侵害の事実が可視化され、社会的課題として認識されるためには、誰もが相談しやすい環境や適切な相談を実施できる体制を整備していく必要があります。

なお、差別の現状によっては、積極的な是正が必要であること、それについて市民の理解を得ることも含め、施策を展開していく必要があります。

(3)重視すべき視点

① あらゆる分野への人権尊重の視点の反映

すべての市民の基本的な人権は憲法第 11 条により保障されており、すべての市民は憲法第 13 条により幸福追求の権利を有しています。市民の生命とくらしを守ることが、市の責務であり、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させていくとともに、職員一人ひとりの認識を高めることが重要です。

② 人権侵害や人権擁護を複合的な視点で捉えた取組の推進

人権侵害を受けている人や困難を抱えている人は、さらに「被差別部落の出身である」「女性である」「子どもである」「障がいがある」「高齢である」「外国人である」などの理由で、より深刻な状況に陥りやすいにあると考えられます。このような場合には、すぐ目の前の課題への対応だけでは根本的な解決に至らないことが予想されるため、多面的、複合的に捉える視点が欠かせません。

(4)4つの基本目標 (めざす姿)

① 豊かなつながりと人権感覚があるまちづくり

市民実態調査(2019年実施)においては、およそ6割の人が「過去5年間人権に関する講演会や研修会へ参加したことがない」と回答していましたが、おとなになっても人権への学びを継続することは重要です。それは、人権への学びを通して

自己の権利について知り、権利の使い方を学ぶことで、当事者としての意識が醸成され、その人自身が差別をなくす主体となり得るからです。

インターネット上での差別書き込み、個人情報の流出、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、新たな課題も現れています。市民一人ひとりが人権感覚を磨くため、生涯を通じて人権について学び続けられるまちづくりをめざします。

② 差別や偏見のない、包摂と多様性を尊重した共生のまちづくり

外国にルーツのある市民も多く生活しています。多様な文化的背景のある市民との交流により地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じることもあります。また、障がいのある人、認知症のある人、引きこもりの人など、周囲の理解が追いついていないために、一層の生きづらさを感じている人がおられます。その人が持つ特性を、その人らしさとして尊重し、マイノリティといわれる人々も含め多様な人が活躍できる共生のまちづくりをめざします。

③ 協働による人権尊重のまちづくり

多様な人がいるほど、人権意識が高まる傾向にあることが市民実態調査（2019年実施）の結果から明らかになりました。子どもや女性、高齢者などへの虐待の通報件数が増えています。被害者の発見や支援については、学校・園、民生委員児童委員、人権擁護委員、関係機関等の協力により進めていますが、地域コミュニティおよび広域での連携・協力の充実が必要です。また、就職差別や職場でのハラスメントへの取組も重要です。市と市民が相互に支援しあい、市民が支え合うとともに、市民をはじめ、地域コミュニティ、学校・園、企業・事業所、NPOなどと連携し、交流の機会の提供、だれもが参画しやすい環境づくりなどを通じた人権尊重のまちづくりをめざします。

④ だれ一人取り残さないまちづくり

困りごと、悩みを抱える人は、複数の課題を抱えている場合が多く、相談は複雑化・多様化しています。部局間連携や関係機関との連携を強化するとともに、職員のスキルアップを図ることで、市民が安心して相談・支援を受けられる体制が必要です。また、誰もが住み慣れた地域で健康で過ごせる、人にやさしいまちづくりをめざします。

市民一人ひとりが人権感覚を高め、
お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

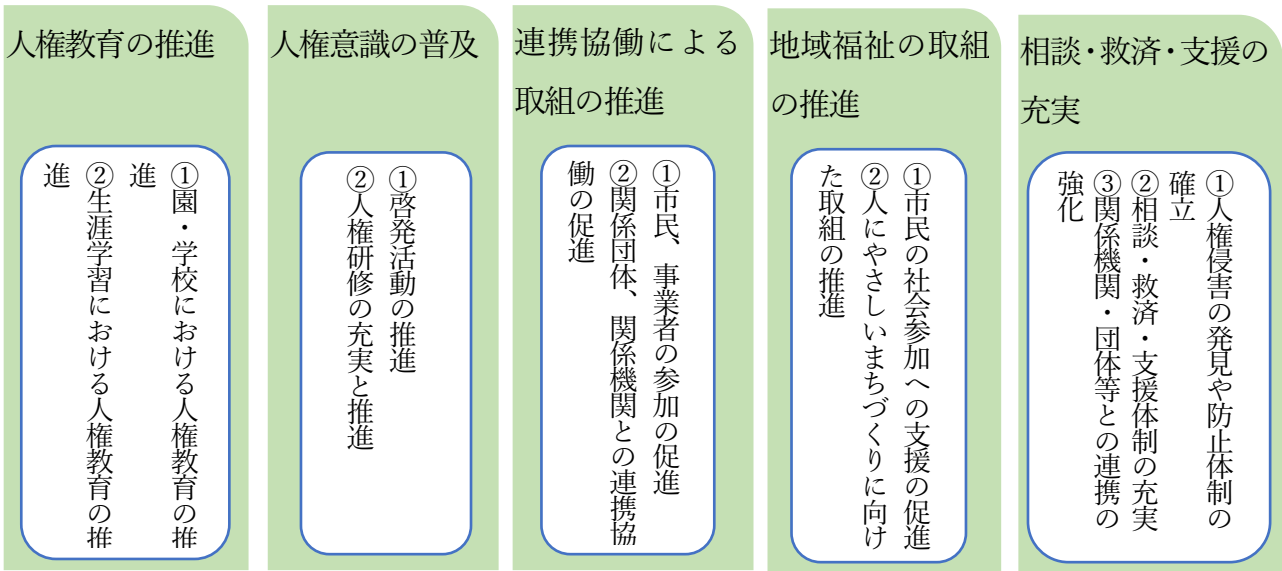
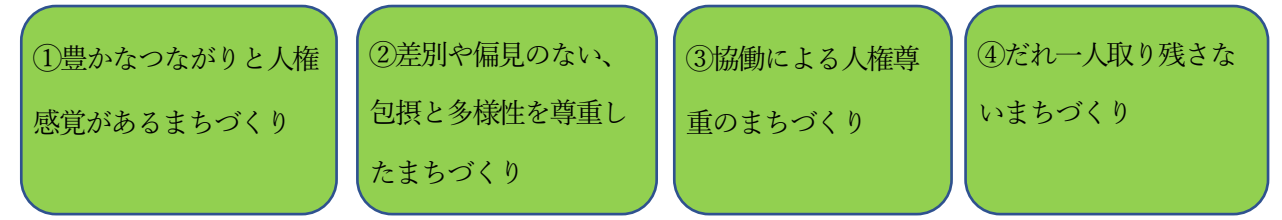
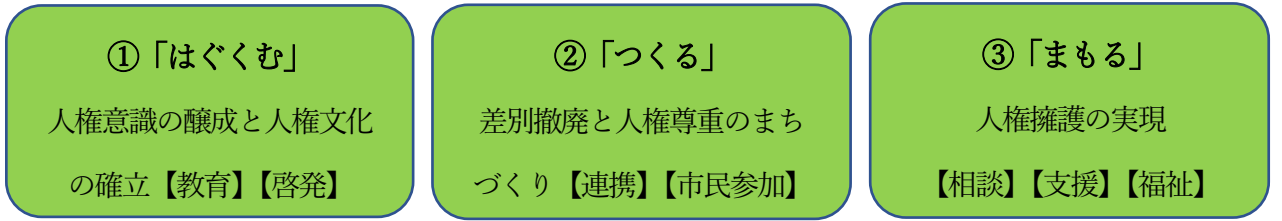
基本理念

方向性

基本目標

重点施策と取組の方向

分野別施策



- ① 部落差別
部落差別解消に向けた取組
- ② 女性(男女共同参画)
男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重
- ③ 子ども
子どもの人権の尊重と権利保障の推進
- ④ 高齢者
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- ⑤ 障がい者
障がい者の自立と、共に生きるまちづくり
- ⑥ 外国人
外国人市民の人権施策の充実
- ⑦ 感染症、患者
住み慣れた地域で健やかに暮らせる健康づくりと患者の人権への配慮
- ⑧ 性の多様性
性的マイノリティの人々の人権
- ⑨ インターネットと人権
- ⑩ 災害時の人権
- ⑪ 個人情報の保護
- ⑫ きまじまな人権の尊重
(アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、ホームレス、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題)

今後の会議予定

専門部会 令和3年1月～5月予定 部会ごとに2回程度開催

前計画からの社会状況の変化、各種調査結果、庁内ヒアリング結果などの資料を元に施策を検証するとともに、現在の課題等について部会ごとに協議

各分野別の課題等について協議

第3回全体会 令和3年5月予定

部会の結果報告、個別の課題抽出、素案の提示・素案をもとに意見抽出

第4回全体会 令和3年6月予定

前回の審議結果を踏まえ調整した素案についての審議、答申案決定

第5回全体会 令和3年11月予定

パブリックコメント結果報告、パブリックコメントに基づく修正等について協議